

門真市議会 議会改革などのあゆみ

<本会議・委員会>

【4年2月】

- オンライン委員会の規定を整備
 - ・委員会条例及び会議規則の改正、運営要綱の制定
- ※4年第3回定例会から開催要件を拡充することを決定（「定足数を欠くおそれがあるとき」から「対象委員が1人でもいるとき」に拡充）

【3年11月】

- 新型コロナウイルス感染症等への対応を想定した議事運営指針の策定

【3年6月】

- 会議規則の全部改正
 - ・欠席事由の明確化（育児、看護、介護、配偶者の出産補助等を具体的な例示として規定）
 - ・出産の際の欠席期間（産前産後の母体保護の観点から出産に伴う欠席期間の範囲）を明文化
 - ・その他標準市議会会議規則に準じた内容に改正

【3年5月】

- 仮議長の選任
 - 議長及び副議長とともに事故があるときに対応するため、議長の任期中において仮議長の選任を議長に委任することを決定

【2年3月】

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策
 - 議場・委員会室への入退場時の手指消毒、マスク着用、ドア等の適宜開放による換気、概ね1時間ごとの休憩、常任委員会での提案理由説明省略などの対策を実施
 - ※3年第1回臨時会から、上記対策を当分の間、平時の対応とすることを決定
 - ※4年第2回定例会以降、順次、通常運営に戻すことを決定

【30年12月】

- 理事者（会議に出席する特別職・職員）へ配付する会議資料の電子化
※30年第3回定例会試行実施

【30年4月】

- 議員へのタブレット端末導入に伴い「本会議録の製本」を廃止

【29年12月】

- 議会ICTの導入（タブレット端末を議員1人1台導入）
- 議員へ配布する会議資料の電子化（議案書等の一部資料は紙資料と併用）
※29年第3回定例会試行実施

【28年3月】

- 一般質問における分割質問方式（選択制）の実施
※27年第4回定例会試行実施
- 議場におけるBGMの実施
※27年第4回定例会試行実施

【27年7月】

- 参考人の招致（民生常任委員会）

【27年5月】

- 本会議における速記士の廃止

【27年2月】

- 常任委員長報告の見直し
報告を審査結果のみに簡略化するとともに、審査経過については委員会審査報告書の別紙として審査概要記録を作成し、議員には委員長報告のある本会議前日の終業までに連絡箱等で配付する。また、本会議終了後には、同記録をホームページに掲載する

【26年12月】

- 本会議の質問時におけるパネルや写真などの資料使用の通告制導入

【26年9月】

●呼称の変更

- ・本会議 指名時の「君」「さん」、採決時の「諸君」「皆さん」
→ 指名時・採決時の議員は「議員」、氏名時の議員以外は「氏」
- ・委員会 採決時の「諸君」「皆さん」 → 「委員」

●同種議案等の一括議題による本会議運営の効率化

- ※2年第4回定例会以降、条例関係等議案、公営企業会計を除く予算関連議案並びに公営企業会計予算関連議案は、本会議においてそれぞれ一括議題とする。また、質疑は一括で行い、一括上程時、複数の議案に対する質疑があった際は答弁者ごとにまとめ順次それぞれの答弁者が一括で答弁

【25年9月】

- 議会中継（本会議録画映像配信）の開始
- 対面式質問席の議場への設置

【25年3月】

- 定例会・臨時会閉会后、希望者への議案書類の無償提供（1人1部、10部）を開始

【23年12月】

- 常任委員会「所管事項の報告と質問」の写しを傍聴者へ配付

【23年6月】

- 「質問者時間割」の傍聴者への配付

【21年9月】

- 「議案書類」の傍聴者への貸し出し
 - ・21年度5部、22年度以降10部
- 議会開催予定の主要施設（6カ所）への掲示
 - ・保健福祉センター、南部市民センター、公民館、文化会館、生涯学習センター、図書館本館